

たまみら施設利用について

(団体登録申請添付)

令和2年3月15日
たまがわ・みらいパーク
企画運営委員会

たまがわ・みらいパークは「子どもたちを中心にさまざまな人が集い、親しみ、学びあう場」をコンセプトに平成19年4月に発足いたしました。市民団体「たまがわ・みらいパーク企画運営委員会」と立川市がパートナーシップを結び、地域の皆さんと共に、子どもと大人が楽しめる活動を団体の皆様が作り参加をすることが目的の事業です。(重要ですので良く解読してください)
団体登録申請時に署名捺印をして添付願います。

1 利用参加意義

- ① 会員団体 (目的に賛同し、共に運営を担う団体、議決権を有する)
- ② 一般団体 (目的に賛同し活動を支援する)

2 利用者の区分

- ① 会員団体 (運営を担う団体、プログラム実施団体)
- ② 一般団体 (3人以上グループ)
- ③ 一般開放

利用年度

- ・ 4月1日より3月31日を年度として、毎年登録更新申請が必要です。

3 利用申込み時期

- ① 会員団体 (プログラム実施団体) は **3か月前の一日**
- ② 一般団体 (3人以上グループ) は **前月の一日**
- ③ 一般開放は当日電話で空さを確認、直接事務室へ

4 施設の利用回数およびブロック

- ・ **週3日を最大**とします。
- ・ **週5ブロック**とします (1ブロックは午前・午後・夜間の各1ブロック)
1ブロックは **4時間**までとします。
- ・ 特別プログラムについては準備・片付けの時間は相談してください。

5 利用者の注意事項

- ① 利用者代表者は立川市在住・在勤・在学とします。
- ② 団体代表・構成メンバーが同じと見られる場合は一団体とみなします。
- ③ 施設利用ではたまみら事業・地域自治会が優先となりますので利用変更もあります。
- ④ 会員団体は登録内容により審査をして決定します。
- ⑤ **営利・政治・宗教目的の利用はできません。**
- ⑥ 子育てひろばは小学生・中学生の入室はできません。
- ⑦ 夜間の子どもだけの利用は出来ません。
- ⑧ 利用時間は準備片付けを含みます。
- ⑨ 窓のガラス戸は虫やホコリが入るため開けないでください (また、古く開かない所あり)
- ⑩ 利用後の床清掃とゴミの持ち帰りをお願いします。
- ⑪ 節電、電気関連の消し忘れの無い様、帰りの戸締り等の点検をお願いします。
- ⑫ 車での利用は遠慮願います、必要とする団体は2枚まで駐車券を発行します。
- ⑬ 施設内での飲食持込はOKですがお酒類及びタバコは禁止 (喫煙は決められた場所で)
- ⑭ その他、総会資料の会則およびしおりの詳細を確認ください。
- ⑮ 利用不備が続く場合は登録を取り消します。

上記項目を守って利用いたします。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ 印